

■法人に関する変更届必要書類一覧■

事業所等に関する内容の変更を伴う場合にも、法人情報の変更届については、事業所の変更届※とは別にご提出ください。

（例：法人事務所と事業所が同一所在地にあったが、別の場所に一緒に移転した場合、
法人の代表者と事業所の管理者が同じで、その人が別の人に替わる場合など。）

表1 法人に関する変更事項

変更事項番号	変更内容	変更届出書	変更届出書 (別表)	事業所一覧 注2	登記事項証明書 (原本)	誓約書
1	法人の名称	○	○	○	○	
2	法人住所等の変更 注1	○	○	○	○	
3	法人の電話・FAX番号の変更	○	○	○		
4	登記事項証明書・条例等の変更 (当該指定事業に関するものに限る)	○	○	○	○	
5	代表者の変更	○	○	○	○	○
6	代表者の住所の変更	○	○	○	○	

法人として行っているサービスについて、
地域密着型サービスは参考様式2-1
地域密着型介護予防サービスは参考様式2-2
総合事業は参考様式2-3
居宅介護支援は参考様式2-4
の添付をお願いします

注1 法人住所の変更に伴い、電話・FAX番号も変更になった場合、変更届出書 第2-2号様式(第3条関係)の「変更の内容欄の(変更前)(変更後)」欄にその旨記載してください。

注2「事業所一覧」には、昭島市内にある指定介護事業所の「事業所番号」「事業所名」を記載してください。
なお、該当する事業所が1つしかない場合にも必ず添付してください。

法人に関する変更届出書

年 月 日

(宛先) 昭島市長

申請者 所在地
名称
代表者名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号		1	3								
指定した内容を変更した事業所	事業所の名称	フリガナ											
	事業所の所在地	(郵便番号 ー)											
変更があった事項					変更の内容								
1	法人の名称	(変更前)											
2	法人の所在地												
3	法人の電話・FAXの変更												
4	登記事項証明書・条例等の変更 (当該事業に関するものに限る。)												
5	代表者の変更	(変更後)											
6	代表者の住所変更												
7	その他(												
変更年月日					年 月 日								
担当者 職・氏名				TEL		FAX							

- 備考 1 該当項目に○を付してください。
- 2 変更内容の分かる書類を添付してください。(「変更届必要書類一覧」参照)
- 3 変更届別表、事業所一覧は変更事項や事業所数に関わらず必ず添付してください。
- 4 昭島市が指定を行う事業所の法人変更を一括で行えます。昭島市が指定を行う事業所が複数ある場合「事業所一覧」に記載してください。なお、該当する事業所が1つしかない場合にも必ず添付してください
- 5 事業所の内容についての変更を伴う場合にも、事業所の変更届とは別にご提出ください。
- 6 統合等により別法人となる場合は、変更の扱いとはなりません。
旧事業所を廃止し、新たな法人による新規申請が必要となります。

記載例

法人について変更があった場合、法人で1通の変更届が必要です。

※複数事業所を持っている法人においても1通の届出です。

に関する変更届出書

令和元 年 6 月 5 日

申請者

所在地 東京都昭島市田中町〇-〇-〇
名称 株式会社〇〇
代表者名 昭島 太郎

代表

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号		1	3	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
指定した内容を変更した事業所	事業所の名称	フリガナ ヘルパーステーション 〇〇 ヘルパーステーション 〇〇 (他 別紙のとおり)											
	事業所の所在地	(郵便番号 196 - 0014) 東京都昭島市田中町〇-〇-〇											
変更があった事項				変更の内容									
1	法人の名称	(変更前)											
2	法人の所在地	代表者 東京 太郎 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (令和元年5月31日付退任)											
3	法人の電話・FAXの変更												
4	登記事項証明書・条例等の変更 (当該事業に関するものに限る。)	(変更後)											
5	代表者の変更	代表者 昭島 太郎 東京都〇〇市〇〇町1-1-1 (令和元年6月1日付就任)											
6	代表者の住所変更												
7	その他												
変更年月日				令和元 年 6 月 1 日									
担当者 職・氏名		昭島 花子		TEL 042-544-5111 FAX 042-546-8855									

- 備考 1 該当項目に〇を付してください。
- 2 変更内容の分かる書類を添付してください。(「変更届必要書類一覧」参照)
- 3 変更届別表、事業所一覧は変更事項や事業所数に関わらず必ず添付してください。
- 4 昭島市が指定を行う事業所の法人変更を一括で行えます。昭島市が指定を行う事業所が複数ある場合「事業所一覧」に記載してください。なお、該当する事業所が1つしかない場合にも必ず添付してください
- 5 事業所の内容についての変更を伴う場合にも、事業所の変更届とは別にご提出ください。
- 6 統合等により別法人となる場合は、変更の扱いとはなりません。
旧事業所を廃止し、新たな法人による新規申請が必要となります。

変 更 届 出 書（別表）

事業所名称												
開設（事業者）	名 称	フリガナ										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)										
	申請者連絡先	電話番号				FAX						
	法人の種別					法人所轄庁						
	代表者の職・氏名	職 名				氏 名	フリガナ					
代表者の生年月日	西暦 年 月 日											
代表者の住所	(郵便番号 -)											
昭島市内で指定を受けているサービスの種類												
地域密着型サービス事業									総合事業		居 宅 介 護 支 援	
夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	地域密着型通所介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	訪問型サービス	通所型サービス		
				※ 上段が地域密着型サービス 下段が地域密着型予防サービス								

注1 この用紙は、変更事項に関わらず必ず添付してください。

注2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記す。

注3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

注4 地域密着型サービス事業には、地域密着型サービスの指定を受けている場合は、上段に対象のサービス欄に○を記入してください。

また、介護予防地域密着型サービスの指定を受けている場合は、下段に対象のサービス欄に○を記入してください。

変 更 届 出 書（別表）

記載例

事業所名称		ヘルパーステーション ○○（他 別紙のとおり）										
開設（事業者）	名称	フリガナ		カブシキガイシャ ○○								
				株式会社 ○○								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 196-0014) 東京都昭島市田中町○-○-○										
	申請者連絡先	電話番号	042-544-5111			FAX	042-546-8855					
	法人の種別	社会福祉法人				法人所轄庁	東京都					
	代表者の職・氏名	職 名	代表取締役			氏 名	フリガナ ｱﾁﾏ ﾀﾛ 昭島 太郎					
代表者の生年月日	西暦 1971年 3月 1日											
代表者の住所	(郵便番号 196-0000) 東京都○市○町1-1-1											
昭島市内で指定を受けているサービスの種類												
地域密着型サービス事業									総合事業		居宅介護支援	
夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	地域密着型通所介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	訪問型サービス	通所型サービス		
	○					○						
	○			※ 上段が地域密着型サービス 下段が地域密着型予防サービス							○	

「法人の情報」を記入してください。なお、登記簿に記載されている事項については、登記簿のとおりに記入してください。

注1 この用紙は、変更事項に関わらず必ず添付してください。

注2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

注3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

注4 地域密着型サービス事業には、地域密着型サービスの指定を受けている場合は、上段に対象のサービス欄に○を記入してください。

また、介護予防地域密着型サービスの指定を受けている場合は、下段に対象のサービス欄に○を記入してください。

(参考様式 1)

事業所一覧

[illegible]

注 事業所一覧は事業所数に関わらず必ず提出してください。

(参考様式 1)

事業所一覧

記載例

[illegible]

注 事業所一覧は事業所数に関わらず必ず提出してください。

介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

(宛先) 昭島市長

住所

申請者

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
記

- (介護保険法第78条の2第4項)
- 一

申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二

当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三

申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四

当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 四の二

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五

申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三

申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六

申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二

申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三	申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
七の二	前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八	申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
九	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

介護保険法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

(宛先) 昭島市長

住所

申請者

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
記

(介護保険法第115条の12第2項)

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。